

○パトカー運転員及び白バイ運転員養成訓練実施要領の制定について(通達)
(平成 28 年 3 月 17 日岡教第 140 号／岡地第 106 号／岡指第 141 号／岡交機第 18 号警察
本部長例規)

改正 令和 5 年 11 月 14 日岡教第 836 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおりパトカー運転員及び白バイ運転員養成訓練実施要領を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしたので、実効ある訓練を推進し、適正な運用に努められたい。

なお、パトカー運転員養成専科実施要領の制定について(通達)(平成 2 年 3 月 5 日岡教第 105 号、岡外勤第 148 号例規)及び白バイ運転員養成専科等実施要領の制定について(通達)(平成 2 年 3 月 5 日岡教第 106 号、岡指第 176 号、岡捜一第 212 号例規)は、廃止する。

別添

パトカー運転員及び白バイ運転員養成訓練実施要領

第 1 目的

この要領は、パトカー運転員及び白バイ運転員を養成するために行う訓練に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 訓練の種別

1 パトカー運転員養成訓練

パトカー運転員を養成するために行う訓練をいう。

2 白バイ運転員養成訓練

白バイ運転員を養成するために行う訓練をいう。

第 3 訓練の担当等

1 警務部教養課長は訓練を総括し、円滑かつ効果的な訓練を実施するため、必要な調整を図るものとする。

2 パトカー運転員養成訓練は警務部教養課が、白バイ運転員養成訓練は交通部交通機動隊が、それぞれ担当するものとする。

第 4 訓練生の選考

訓練生は、原則として、次に掲げる訓練につきそれぞれに掲げる要件を満たす者の中から、訓練を担当する所属の長(以下「訓練担当所属長」という。)が選考するものとする。

1 パトカー運転員養成訓練

- (1) 警部補以下の階級にある者
- (2) 年齢がおおむね 35 歳以下の者
- (3) 岡山県警察車両運転管理規程(平成 2 年岡山県警察訓令第 6 号)第 6 条に規定する普通車技能検定(以下「普通車技能検定」という。)に合格し、当該検定の区分が A である者

2 白バイ運転員養成訓練

- (1) 巡査部長以下の階級にある者
- (2) 年齢がおおむね 30 歳以下の者
- (3) 普通車技能検定に合格し、当該検定の区分が A である者

第 5 訓練期間

原則として、パトカー運転員養成訓練の期間は 10 日間、白バイ運転員養成訓練の期間は 20 日間とする。

なお、訓練期間には、岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を含まないものとする。

第 6 訓練場所

- 1 訓練は、岡山県運転免許センターにおいて実施するものとする。
- 2 訓練担当所属長は、訓練の実施に当たり免許センターの施設等を使用する場合は、あらかじめ交通部運転免許課長に通知するものとする。

第 7 訓練生の処遇

- 1 訓練生は、原則として岡山県運転免許センターの宿泊所に宿泊するものとする。ただし、訓練担当所属長が承認した場合又は訓練の運営上やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 2 岡山県運転免許センターの宿泊所は、交通部運転免許課長が管理するものとする。
- 3 訓練担当所属長は、宿泊中の訓練生に対する生活指導に当たるものとする。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、訓練の実施に関し必要な細部事項は、警務部教養課長が別に定める。